

vol.139

2016. 8

発行

東北地方整備局

営繕部

盛岡営繕事務所

営繕とうほく



【多賀城駅北ビルA棟】

CONTENTS

| | |
|----------------------------------|-------|
| 完成施設紹介「多賀城駅北ビルA棟」 | 2～4 |
| 平成28年度 優良工事表彰 | 5～7 |
| 平成28年度 東北地方整備局管内業務発表会が開催されました | 8 |
| 営繕部における入札・契約に関する各種取り組み | 9 |
| 保全ニュースとうほく | 10～12 |
| ・ 建築物点検シリーズ15 排水設備の清掃 | |
| ・ 平成28年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました！ | |
| 熊本地震における建築物判定班の活動報告 | 13 |
| 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) | |

それ以外にも庁舎完成後速やかに広域防災活動拠点施設として活動が可能なように、防災関連設備工事と併行して行う必要があった為、関連設備業者との相互調整を的確に行い完成引渡と同時に広域防災活動拠点施設として活動が可能となりました。

営繕優良工事表彰（保全指導・監督室長表彰）

工事名称：仙台第2法務総合庁舎(15)機械設備その他改修工事
施工会社：三建設備工業 株式会社 東北支店

本工事は、仙台第2法務総合庁舎の既設の冷熱源関連の機器更新及び4階部分の便所及び湯沸かし室の改修工事です。

空調配管において溶接配管となるサイズの配管をハウジング継手とし現場での溶接作業による火気使用を無くす事による火気災害の防止、品質及び施工効率の向上を図りました。

4階部分の施工の際に仮設給水管を設けることにより、下階の便所の使用を止めることなく工事を進めました。

また居ながら工事の為、既存仕上げ及び躯体の解体に伴う騒音・振動の業務への影響が懸念されたことから、入居庁と作業時間や休日作業の可否について打合せ調整を行い、解体作業でも著しい騒音・振動の発生する作業以外は平日作業を行うことの了解を得た結果、当初予定していた作業日数を短縮することができました。

さらに災害防止についても、各作業毎の事故事例を写真等で分かりやすく見えるように作業員に周知し、積極的に災害防止に努めました。

営繕優良工事表彰（盛岡営繕事務所長表彰）

工事名称：青森法務総合庁舎(15)建築その他改修外1件工事
施工会社：株式会社 阿部重組

本工事は、青森法務総合庁舎及び青森合同庁舎の入居官署の入替りに伴う改修工事です。

入居官署が業務を行いながらの改修であることから、騒音や振動の発生が大きい作業の場合は土日に作業する等、入居官署との打合せ調整を綿密に行いながら工程管理を行い業務に支障がないよう工事を進めました。

また、入居官署の業務により、突然の作業の中断等を余儀なくされる場合があり、作業工程に影響が出ることが懸念されましたが、適切な人員配置と工程管理により、工期内に無事工事を完成させました。

また、空調設備のダクトについては、現状に合わせた最適なルートを提案するなど、事前検討を十分に行い、工事を効率的に遂行しました。
さらに、積極的に庁舎周りの清掃を行い、地域貢献に努めました。

平成28年度

東北地方整備局 管内業務発表会が開催されました

東北地方整備局管内業務発表会は、調査研究成果の討議の場の確保と、発表者の自己表現・想像力開発技能の向上を図ること等を基本方針として、整備局・関係団体・地方公共団体等に加え、民間からも論題を募集し毎年度開催しています。

今年度は、平成28年6月16日（木）、17日（金）の2日間にわたり、東北地方整備局の入居する仙台合同庁舎B棟の各会議室にて、①安心・安全②新技術③広報戦略・インフラ活用④美しい国土づくり⑤マネジメントの5つのテーマについてそれぞれ発表が行われました。

また、FPV Robotics（株）代表取締役社長 駒形 政樹氏による「ドローンテクノロジーによる社会創造と地方創生」と題して特別講演も併せて開催され、全プログラムが盛況のうちに終了しました。

営繕関係では、下記の4論題の発表が行われ、営繕部整備課の高部技官が奨励賞を受賞しました。



[発表風景]

| テーマ | 論 題 | 所 属 | 発表者(敬省略) |
|--------------|--------------------------|-----------------|----------|
| 安全・安心 | 県有建築物保全点検について | 宮城県 土木部 営繕課 | 氏家 健大 |
| 美しい国土 づくり | 石巻港湾合同庁舎の環境負荷低減技術の検証について | 営繕部 整備課 | 高部 晃史 |
| マネジメント | 仙台合同庁舎B棟の汚染土壌処理について | 営繕部 保全指導・監督室 | 佐藤 孝志 |
| マネジメント | 環境創造センター整備事業の工事監理について | 福島県 土木部 営繕課 | 石井 卓裕 |

なお、管内業務発表会の詳細および論文については、東北地方整備局ホームページでご覧になれます。

掲載箇所は下記のとおりです。

「東北地方整備局トップページ」

→「各種会議等」 →「管内業務発表会（H28）」

または、下記URLをクリック

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/happyoukai/H28/index.html>



[受賞された皆さん]

(後列左より6人目が奨励賞を受賞した高部技官)

最後に、発表者及び聴講者の皆様、大変お疲れ様でした。来年度も、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

営繕部における入札・契約に関する各種取り組み

■ 営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定

本ガイドラインの位置づけ ～公共工事の品質確保とその担い手の確保のために～

東北地方整備局は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調べ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは「設計変更ガイドライン」と「工事一時中止ガイドライン」から構成されており、公共工事としての透明性の向上、円滑な事業実施、発注者と受注者双方の責任の明確化と共通認識の形成を図ることを目的として、具体的に設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等について定めています。

詳細は 東北地方整備局 HP

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/gihyou/pdf/sekkei-henko-guideline.pdf>

よりご覧いただけます。

◎設計変更ガイドラインの内容

1. 設計変更ガイドライン策定の背景
2. 用語の定義
3. 設計変更に関する留意事項
4. 設計変更が不可能なケース
5. 設計変更が可能なケース
6. 設計変更手続きフロー
7. 関連事項

◎工事一時中止ガイドラインの内容

1. 工事一時中止ガイドラインの運用
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事の中止（契約書の規定）
5. 営繕工事において工事を中止すべき場合
6. 中止の指示・通知
7. 基本計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担
9. 増加費用の考え方
10. 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

■ 「営繕積算方式」活用マニュアル「普及版」の展開

営繕積算方式とは ～施工条件や市場の動向に柔軟に対応する積算方式～

公共建築工事の円滑な施工確保を図ることを目的として、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定と、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応するために各種取組をパッケージ化した積算方式です。

東日本大震災の被災地で生じた、公共建築工事における予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、復興加速化会議において被災3県への普及が決定、その後、全国の公共建築工事発注機関に対しても展開が図られました。

詳細は 国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/common/001130649.pdf> よりご覧いただけます。

◎営繕積算方式における各種運用、取組み

- ・ 共通仮設費の適切な積上げ
 - ・ 最新単価の適用
 - ・ 市場単価補正方式
 - ・ 工期連動型共通費積算方式
 - ・ 物価スライド
 - ・ 見積活用方式
 - ・ 地域外労働者の確保費用の計上
 - ・ 適切な工期設定
 - ・ 積算条件の明示
 - ・ 適切な数量算出
- 等

◆ 『排水設備の清掃』 について ◆

I. 排水設備の清掃

庁舎における排水設備は、①汚水排水設備（トイレからの排水）、②雑排水設備（洗面所、流し、シャワー（浴室）等からの排水）、③雨水排水設備があります。

人事院規則では定期的な点検を定めた規定はありませんが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）」では、延べ面積が3,000㎡以上の事務所等においては、排水設備の清掃を6ヶ月以内ごとに1回行う事となっています。

排水設備の不具合により、汚水の漏出、悪臭の発生、ネズミやゴキブリ等の進入の原因となることもあるので、定期的な清掃及び日常から排水設備の状態を観察し、適切に管理することが必要です。

II. 日常的な点検

1. 汚水、雑排水が流れにくくなった、流れない、溢れる

【主な原因と考えられるもの】

①排水管の詰まり

汚物、大量のトイレットペーパー、落下物（携帯、筆記具、手帳、財布）等による排水の停滞、閉塞。

②固形物の付着

尿中の固形物（尿素など）が小便器排水系統の管内面に付着してスケールとなり堆積し流れにくくなる。

③排水管の腐食

排水管に鋼管又は鋳鉄管が使用されている場合、経年により管内面が腐食し、錆が発生し錆瘤となり流れにくくなる。

2. 悪臭がする

【主な原因と考えられるもの】

①トラップの封水切れ

排水トラップは、器具の排水口付近に設けられるもので、図に示すように内部に封水を溜めておくことにより、下水道や浄化槽からの悪臭を遮断すると共に、ネズミやゴキブリなどが室内へ侵入するのを防ぐ働きをしています。

長期間使用していない洗面器や流し台等は、トラップの封水が蒸発することにより、破れてしまうことがあります。このような器具には、水を流して封水を適正な状態に維持することが必要です。

保全ニュースとうほく

平成28年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました！

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で平成28年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人、地方自治体等の施設管理者や保全業務担当者などを対象に毎年度開催しているもので、今年度は6会場合わせて164機関、234名の方々に出席いただきました。

■平成28年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 開催一覧

| 県別 | 会場 | 開催日 | 上段：延べ出席機関数（主催者を除く） | | | 計 |
|-----|----------------------|----------------|--------------------|---------|-------|--------|
| | | | 国家機関 | 独立行政法人等 | 地方自治体 | |
| 宮城県 | 仙台会場 (フォレスト仙台) | H28. 7. 7 (木) | 42 機関 | 5 機関 | 6 機関 | 53 機関 |
| | | | 60 人 | 7 人 | 12 人 | 79 人 |
| 岩手県 | 盛岡会場 (盛岡第2合同庁舎) | H28. 7. 13 (水) | 17 機関 | 3 機関 | 6 機関 | 26 機関 |
| | | | 21 人 | 3 人 | 9 人 | 33 人 |
| 福島県 | 福島会場 (コラッセふくしま) | H28. 7. 14 (木) | 13 機関 | 0 機関 | 8 機関 | 21 機関 |
| | | | 18 人 | 0 人 | 14 人 | 32 人 |
| 青森県 | 青森会場 (青森第2合同庁舎) | H28. 7. 20 (水) | 16 機関 | 0 機関 | 5 機関 | 21 機関 |
| | | | 18 人 | 0 人 | 9 人 | 27 人 |
| 山形県 | 山形会場 (山形生涯学習センター) | H28. 7. 21 (木) | 20 機関 | 0 機関 | 4 機関 | 24 機関 |
| | | | 27 人 | 0 人 | 4 人 | 31 人 |
| 秋田県 | 秋田会場 (秋田合同庁舎) | H28. 7. 27 (水) | 15 機関 | 0 機関 | 4 機関 | 19 機関 |
| | | | 19 人 | 0 人 | 13 人 | 32 人 |
| 計 | | | 123 機関 | 8 機関 | 33 機関 | 164 機関 |
| | | | 163 人 | 10 人 | 61 人 | 234 人 |



仙台会場の様子

会議では、「国家機関の建築物等の保全の現況」に関する内容として、施設保全の必要性、平成27年度の保全実態調査結果（東北版）、保全実施指導結果の事例紹介などのほか、「建築物の保全を取り巻く最近の動向」や「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の活用」について説明しました。

各会場にてご協力いただいたアンケートの結果から、最も高評価をいただいた議題は「映像で見る建築物点検マニュアル」、次いで「保全実地指導及び保全指導結果事例」となっており、建築物における具体的な点検箇所の確認方法や、日頃の業務に密着した庁舎管理上の注意点への関心の高さが伺われました。

また、会議全体を通して「建築物点検の映像は非常に分かりやすく理解できた」などのお褒めの言葉をいただいた一方、「説明内容の多さに対して時間が短い」、「法改正や建築物点検の実務について説明を増やして欲しい」といったご意見もいただきました。この貴重なご意見は、次回以降の参考とさせていただきます、よりご要望に沿った会議になるよう改善してまいります。

なお、アンケートでは、皆様が普段業務で抱えているお悩みなども多く寄せられております。私ども東北地方整備局では、皆様の保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

熊本地震における建築物判定班の活動報告

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

東北地方整備局では、平成28年4月14日発生の熊本県熊本地方を震源とする地震において緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)として、支援を行いました。

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)とは、大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、いち早くTEC-FORCEが被災地へ出向き、被災地方公共団体などを支援するものです。被災地方公共団体などからの支援ニーズを把握し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査や災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行います。

今回、営繕部では、4月23日から28日に被災建築物応急危険度判定の支援を行いました。延べ6日間で2班4名が、熊本市中央区、東区及び上益城郡益城町の住宅等87棟の調査を行いました。

調査を行った建物は、戸建の木造住宅や鉄筋コンクリート造、鉄骨造のマンションや事務所、宿泊施設など多岐にわたりました。古い木造の建築物やブロック塀等の倒壊や倒壊の危険性があるものが多々見受けられました。



写真1 建築物応急危険度判定の様子



写真2 市担当者への説明の様子

※被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次の災害を防止することを目的としています。

判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に判定結果を掲示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても建築物の危険性について情報提供を行うものです。



営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171(代表)
E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます